

# 平成23年 第3回定例会

## 政策総務常任委員会 提出資料

### ◎所管事項

- 1 『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答  
(総務部関係) について . . . . . 1
- 2 「みえ県民力ビジョン (仮称) 中間案」(総務部関係) について . . . . . 2
- 3 三重県版事業仕分け (公開仕分け) の結果報告について . . . . . 8
- 4 新たな行財政改革の取組について . . . . . 別冊
- 5 平成23年度市場公募債の発行について . . . . . 14
- 6 三重県産業廃棄物税の検討結果と今後の対応 . . . . . 16
- 7 審議会等の審議状況について . . . . . 24
  - (1) 三重県公益認定等審議会
  - (2) 三重県公務災害補償等認定委員会

(別冊) 三重県行財政改革取組 (素案) ※平成23年9月14日全員協議会提出資料

平成23年10月7日

総 務 部

1 「『2011年版県政報告書』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答(総務部関係)について

政策総務常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
630	持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行	総務部	この4年間で財政運営はさらに厳しくなっていると思われるが、そこをきちんと評価したうえで、今後のことを考えていく必要がある。	厳しい経済情勢から県税収入に多くを期待できない中、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移するなど、県の財政状況は、この4年間でますます厳しくなってきたと考えています。今後は、新たな行財政改革に取り組むとともに、より一層の「選択と集中」を進めるなど、将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営に努めていきたいと考えています。

## 2 「みえ県民カビジョン（仮称）中間案」（総務部関係）について

みえ県民カビジョン行動計画（仮称）《中間案》における施策・行政運営の体系  
 （◎は総務部主担当）

### □ 施策

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕	総務部主担当	
I 「守る」 ～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～	1 防災対策 ～災害から命と暮らしを守る社会～	111 防災対策の推進		
		112 治山・治水・海岸保全対策の推進		
	2 生活安全対策 ～誰もが安全で安心して暮らせる地域社会～	121 交通安全対策の推進		
		122 犯罪対策の推進		
		123 消費生活の安全の確保		
		124 食品・医薬品等の安全と暮らしの衛生確保		
		125 感染症対策の推進		
	3 保健・医療の充実 ～健康な暮らしと安心できる医療体制～	131 健康対策の推進		
		132 医療体制の整備		
	4 共生の福祉社会の構築 ～地域の中で誰もが共に支え合う福祉社会～	141 社会福祉の充実		
		142 高齢者福祉の充実		
		143 障がい者の自立と共生		
	5 低炭素社会・循環型社会の構築 ～環境への負荷が少ない持続可能な社会～	151 地球温暖化対策の推進		
		152 廃棄物対策の推進		
		153 大気環境の保全		
		154 水環境の保全		
	6 自然環境の保全 ～命を育み暮らしを支える自然との共生～	161 自然環境の保全と活用		
		162 社会全体で支える森林づくり		
	II 「創る」 ～人と地域の夢や希望を実感できるために～	1 人権の尊重と参画・協働 ～一人ひとりが尊重され、参画できる社会～	211 人権尊重社会の実現	
			212 男女共同参画社会の実現	
			213 多文化共生社会と国際貢献・交流の推進	
214 NPOの参画による協働社会づくり				
2 子育て・教育 ～子どもの健やかな成長を支える社会～		221 子育て環境の整備		
		222 子どもの育ちを支える家庭力・地域力の向上		
		223 学校教育の充実		
3 雇用と就労環境づくり ～誰もがいきいきと働ける社会～		231 地域の実情に応じた多様な雇用支援		
		232 職業能力開発への支援		
		233 いきいきと働ける就労環境づくり		
4 文化・スポーツの振興と学びの場づくり ～生きがいを感じ、心の豊かさを育む社会～		241 生涯学習の振興		
		242 文化の振興		
		243 スポーツの推進		
5 地域づくり ～誰もが魅力を感じ、活力のある地域～		251 地域の特性を生かした地域づくり		
		252 農山漁村の振興		
		253 東紀州地域の振興		
		254 快適な住まいまちづくり		
		255 交通網の整備		

〔政策展開の基本方向(三つの柱)〕	〔政策〕	〔施策〕	総務部 主担当
Ⅲ 「 <sup>ひろ</sup> 拓く」 ～強みを生かした 経済の躍動を実感 できるために～	1 農林水産業の振興 ～食や暮らしと地域経済を 支える農林水産業～	311 農産物の供給	
		312 農業生産構造の確立	
		313 林業の振興	
		314 水産業の振興	
		315 農林水産業の新たな価値の創出	
	2 産業振興 ～地域に活力と雇用を生 み出す強いで多様な産 業～	321 強じんな産業構造基盤づくりの推進	
		322 ものづくり三重の推進	
		323 地域の活力を生かした産業の推進	
		324 科学技術の振興	
		325 観光・交流産業の振興	
	3 基盤整備 ～県民の生活や経済活動 を支える基盤の整備～	331 道路網・港湾の整備	
		332 水資源の確保	
		333 エネルギー対策の推進	

#### □ 行政運営

行政運営		総務部主担当
行政運営 1	「みえ県民カビジョン」の推進	
行政運営 2	県行政の自立的な運営	◎
行政運営 3	県財政の的確な運営	◎
行政運営 4	適正な会計事務の確保	
行政運営 5	土地の計画的な利用の促進	
行政運営 6	分権型社会の実現	
行政運営 7	県情報の発信と共有の推進	
行政運営 8	ITの利活用	
行政運営 9	公共事業推進の支援	

## めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任でつくっていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、自ら課題を発見し、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一働きやすい県庁となっています。

## 平成 27 年度末での到達目標

時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができる効果的・効率的な県政運営が行われています。また、県民の皆さんと共に協創の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

## 県民指標（数値目標その 1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
行財政改革取組の達成状況		

### 【目標項目の説明】

- 平成 23 年度については「平成 23 年度経営改善目標」、平成 24 年度以降は現在検討中の「新たな行財政改革の取組目標」の達成度合（総務部経営総務室調べ）

## 現状と課題

- 県政を取り巻く社会経済環境の変化や厳しい行財政状況に的確に対応するためには、これまでの取組に満足することなく、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、リスクへの具体的な対策を講じておくため、所属での対話を一層促進する必要があります。
- 職員アンケートの結果等もふまえ、今後も、引き続き職員の意欲や能力の向上につなげる取組が必要です。
- 平均年齢の上昇等に伴い、職員の健康度が徐々に低下してきているため、心と体の健康づくりの推進が必要です。

## 取組方向

- 県行政の運営にあたっては、経営品質向上活動、危機管理および環境マネジメントシステム（ISO14001）をマネジメントの基本として、広聴広報・情報マネジメントにより県民ニーズを把握し、相互に連携する、戦略策定（PLAN）、戦略展開（DO）および評価（SEE）の各仕組みに反映する「みえ行政経営体系」を的確に運用することにより、より質の高い行

政サービスの提供につなげます。なお、「みえ行政経営体系」については、時代の変化に対応できているか、また、成果を県民に届けることができているかなどの観点から、常に見直しを行っていきます。

- ・ 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、危機発生時の未然防止に努めるとともに、危機発生時には迅速かつ的確な対応を行います。
- ・ 職員の意欲、責任感や専門性、マネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と「発信力」「説明力」「ホスピタリティ」などの協創のスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- ・ 職場の安全の確保と心と体の健康増進を図るため、職場での安全衛生管理やメンタルヘルス対策に取り組めます。

## 県の活動指標（数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
事務改善取組の実践（率先実行大賞への応募）		
人材育成に関する満足度		

〔目標項目の説明〕

- ・ 「率先実行大賞」に応募した所属の割合（総務部人材政策室調べ）
- ・ 「三重県職員満足度アンケート」のうち、「仕事のやりがい」、「正当な評価」、「相談できる人の存在」、「仕事に見合った給与」、「人事異動」、「昇任のしくみ」、「情報の伝達」および「研修の参加」の人材育成に関する8項目について満足度を数値に換算したもの（総務部人材政策室調べ）

## 主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
40201 自立的な県行政の運営 (主担当：総務部経営総務室)	県行政が、「みえ行政経営体系」により、全体最適な状態で運営されていることをめざすとともに、新たな行財政改革に取り組めます。
40202 人材育成の推進 (主担当：総務部人材政策室)	環境の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員の心と体の健康保持・増進に努めます。

## 関連する個別計画

(主担当部局：総務部)

## めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

## 平成 27 年度末での到達目標

県債残高が減少するなど財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

## 県民指標（数値目標その1）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県債残高（臨時財政対策債等を除く）		

〔目標項目の説明〕

・実質的な交付税である臨時財政対策債等を除いた一般会計における県債残高（総務部予算調整室調べ）

## 現状と課題

- ・雇用経済情勢の先行きの不透明さが増す中、県税収入に多くを期待することが困難な状況である一方、社会保障関係経費や公債費の増加などにより県の財政状況はますます厳しくなっています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- ・個人県民税は、国税からの税源移譲により税収額が増えるとともに、滞納額も増加し県税の収入未済額の約8割を占めるようになりました。個人県民税の収入確保は今後も大きな課題であることから、引き続き市町と協働して滞納整理を進めていくとともに、事業者に対して個人住民税の特別徴収を働きかけるなどの取組を実施していくことにより、収入未済対策を進める必要があります。
- ・県庁舎の耐震化については、本館棟が平成 23（2011）年度内に完了することから、次に附属棟の耐震補強を完了させる必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却を促進する必要があります。

## 取組方向

- ・ 財政運営にあたっては、事務事業の見直しや事業の「選択と集中」を一層推進し、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるとともに、国の政策の動向等にも留意しつつ、財政の健全化を進め、持続可能な財政構造の構築をめざします。また、財政状況や決算等の財政情報を県民の皆さんに提供します。
- ・ 徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図り、県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また、市町等との連携・協働のもと、収入未済額の大半を占める個人県民税の税収確保に努めます。
- ・ 庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化工事を計画的に実施するとともに、新たな県有財産利活用計画に基づき、未利用資産の売却をはじめ、県有財産の計画的、効果的な利活用を進めます。

## 県の活動指標（数値目標その2）

目標項目	現 状 値	目 標 値
県債残高（臨時財政対策債等を除く）		
県税の徴収率		
庁舎（本館棟・附属棟等）の耐震化率		

### 〔目標項目の説明〕

- ・ 実質的な交付税である臨時財政対策債等を除いた一般会計における県債残高（総務部予算調整室調べ）
- ・ 県税の収入額を調定税額で除した率（総務部税務政策室調べ）
- ・ 本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の建築物（非木造で延べ床面積 200 平方メートルを超えるもの）のうち、耐震基準に適合した建築物の割合（総務部管財室調べ）

## 主な取組内容

施策展開するために取り組む基本事業	目 標
40301 持続可能な財政運営の推進 （主担当：総務部予算調整室）	一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざします。
40302 公平・公正な税の執行と税収の確保 （主担当：総務部税務政策室）	納税者および特別徴収義務者が、税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税することをめざします。
40303 最適な資産管理と職場環境づくり （主担当：総務部管財室）	庁舎を利用する全ての人々が、安全・安心な環境で庁舎が利用できることをめざします。

## 関連する個別計画



### 3 三重県版事業仕分け（公開仕分け）の結果報告について

#### (1) 公開仕分け対象事業の選定過程について

●行財政改革推進本部（6/6）

「三重県版事業仕分け」の進め方等について協議

「妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性」の5つの視点から各部局が評価・検証を実施（6月中旬～）

評価・検証結果について、総務部がヒアリングを行い、各部局との議論を通じて徹底した事業見直しを実施

●行財政改革推進本部（7/19）

公開仕分け対象事業の選定基準（案）について議論  
事務局から更なる事業の見直しについて依頼

○行財政改革専門委員会（7/25）

三重県版事業仕分け全般や公開仕分け対象事業の選定基準（案）について意見聴取

●行財政改革推進本部（8/1）

公開仕分け対象事業の選定基準を決定

●行財政改革推進本部（8/23）

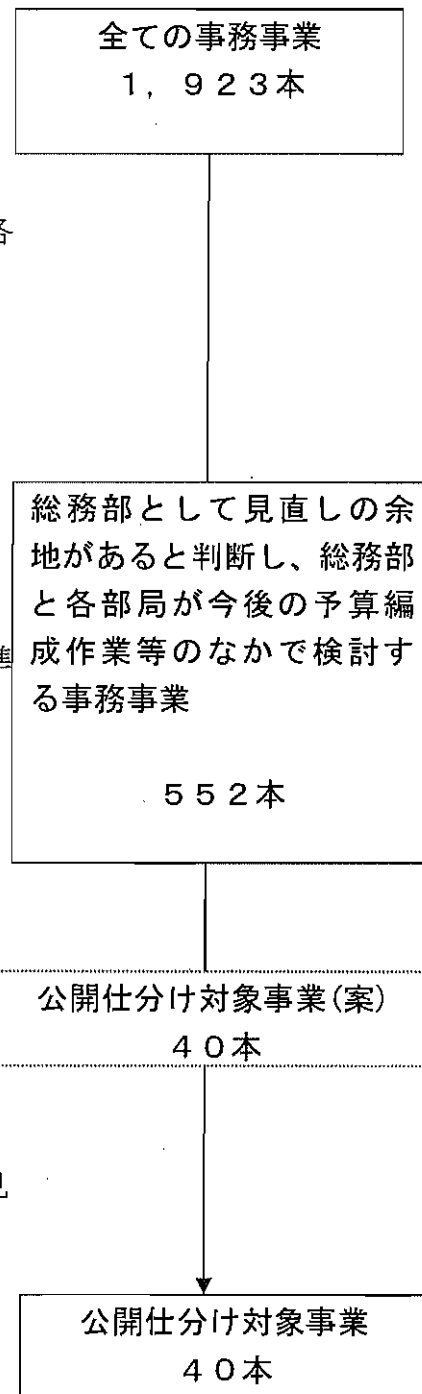
選定基準に基づき公開仕分け対象事業（案）を選定

○行財政改革専門委員会（8/24）

公開仕分け対象事業（案）や公開仕分け実施について意見聴取

●行財政改革推進本部（9/8）

公開仕分け対象事業を決定



## 【参考】選定基準について

平成23年度予算にかかる全ての事務事業（1,923本）のうち、「事務事業の見直しの視点」に基づき総務部として見直しの余地があると判断し、総務部と各部局が今後の予算編成作業等のなかで検討する事業（552本）について、

- (1) 公開仕分けでの議論に馴染まないと考えられる下記(i)～(iv)に該当する事業（42本）は、原則として、対象から除外した上で、

- (i) 事業開始から5年を経過していない事業
- (ii) 事業費ベースで500万円未満の事業（補助金・負担金は除く）
- (iii) 内部事務や法令に定められた事務、災害復旧事業など、県に裁量の余地が乏しい事業
- (iv) 国の基金事業など終期が定まっている事業

- (2) 公開仕分けで取り上げる重点テーマとして下記①～⑦の見直し類型に該当する事業（40本）を公開仕分け対象事業に選定する。

- ① 補助金・負担金の目的・効果について検討を要するもの（妥当性・有効性）
- ② 事業の終期設定について検討を要するもの（妥当性）
- ③ 県と市町の役割分担（県の関与の度合い）について検討を要するもの（必要性）
- ④ 県有施設としての必要性について検討を要するもの（必要性）
- ⑤ 事業の規模や対象、受益者負担について検討を要するもの（必要性・効率性）
- ⑥ 事業効果について検証が必要なもの（有効性）
- ⑦ 類似する事業の廃止・統合について検討を要するもの（効率性）

(2) 三重県版事業仕分け(公開仕分け)結果報告について(総務部関係)

(単位:千円)

事業番号	担当	事業名	事業概要	課題と考えられるもの	判定結果	仕分け人意見内訳						判定にかかる主なコメント	H23 予算額	うち一般 財源			
						不要	再検討	国・ 広域	市町	県 要改 善	県 現 行 通 り				県 拡 充		
1-8	総務部 管財室	土地開発基金積立金	(公用・公共用に供する土地 又は公共の利益のために取得 する必要のある土地をあらかじめ 取得することにより事業の円 滑な執行を図るために設置さ れた)土地開発基金の運用か ら生ずる運用益等を土地開発 基金に積み立てる。	②事業の終期設定について検 討を要するもの(妥当性)  [土地の需要増が見込まれな い現状においては、当該基 金は見直すべき。]	不要	3	1				1					21,771	0

○ 今後の対応

今後、将来の土地の先行取得に必要な資金需要等を踏まえながら、基金の有効活用を図っていきたいと考えております。

事業シート (概要説明書)

予算事業名	土地開発基金積立金	事業開始年度	昭和44年度
上位施策事業名	持続可能な財政の運営と公平・公正な税の執行	担当部局	総務部
根拠法令	三重県土地開発基金条例	担当室	管財室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	財産管理グループ

**事業の必要性・実施の背景**  
 土地開発基金積立金は、基金運用益を毎年度積み立てしているものである。土地開発基金は、昭和44年の自治省財政局長通知に基づき、全国一律で設置されたものである。基金設立当初は、社会、経済の著しい発展に伴い地方公共団体の行政水準の向上に対する要請がきわめて強いものがある中、事業を円滑に実施する上で用地問題がネックとなっていた。このため、基金と土地取得のための特別会計を設け、土地を円滑に取得する要請に応えるものとして設置された。今後も用地を円滑に先行取得するために、必要なものとする。

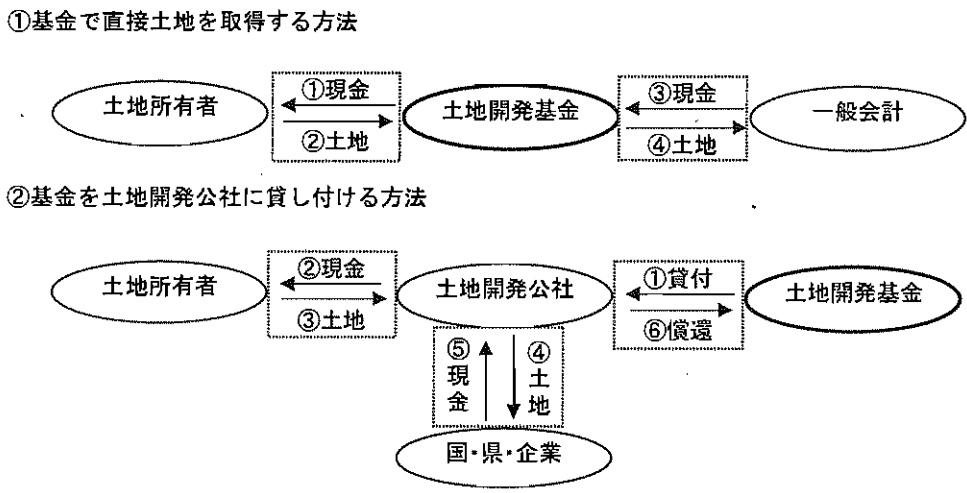
**目的**  
 (何をどうするために)  
 公用、公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地を先行取得する。

**目標**  
 (何がどうなれば達成か)  
 土地を土地開発基金により先行取得することにより、その後の事業が円滑に実施される。

**対象**  
 (誰・何を対象に)  
 公用、公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地

**実施方法**  
 直接実施  
 業務委託 又は  指定管理 (委託先又は指定管理者: )  
 補助金〔直接・間接〕 (補助先: 実施主体: )  
 貸付 (貸付先: 土地開発公社)  その他 ( )

**事業概要**  
 基金は、公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得するものであり、現在三重県では、次の方法により運用している。



【基金の状況】 ※平成22年度末現在 (単位: 千円)

区分	土地	貸付金 (土地開発公社)	※現金	計
基金財産 (土地面積)	1,771,430 (174,169.40 m <sup>2</sup> )	2,426,088	9,239,554	13,437,072

※現金は現在、出納局において定期預金、通知預金により運用している。

**関連事業**  
 (同一目的事業等)  
 -

事業シート (概要説明書)

予算事業名		土地開発基金積立金				事業開始年度		昭和44年度	
		23年度 (予算)		22年度 (決算)		21年度 (決算)		20年度 (決算)	
コスト	報酬	0千円		0千円		0千円		0千円	
	委託料	0千円		0千円		0千円		0千円	
	需用費	0千円		0千円		0千円		0千円	
	役務費	0千円		0千円		0千円		0千円	
	その他(積立金)	21,771千円		148,460千円		43,492千円		56,266千円	
	事業費合計	21,771千円		148,460千円		43,492千円		56,266千円	
人件費	担当正職員	0.05人	450千円	0.05人	476千円	0.05人	474千円	0.05人	467千円
	臨時職員等	0人	千円	0人	千円	0人	千円	0人	千円
	人件費合計	0.05人	450千円	0.05人	476千円	0.05人	474千円	0.05人	467千円
総事業費		22,221千円		148,936千円		43,966千円		56,733千円	
財源 内訳	国庫支出金	0千円		0千円		0千円		0千円	
	地方債	0千円		0千円		0千円		0千円	
	その他特財	21,771千円		148,460千円		43,492千円		56,266千円	
	一般財源	千円		千円		千円		千円	
	財源合計	21,771千円		148,460千円		43,492千円		56,266千円	
事業実績	【活動指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	土地開発基金の事業実績を記載しています。	先行取得した土地の面積				m <sup>2</sup>	0	0	0
		先行取得した土地の価格				千円	0	0	0
		引き渡した土地の面積				m <sup>2</sup>	0	2,745.55	43,637.22
		引き渡した土地の価格 (利息分は含まない)				千円	0	51,147	855,289
		公社への貸付金				千円	0	0	0
		公社からの償還金 (利息分は含まない)				千円	1,890,869	18,415	0
効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費 /								
事業成果	【成果指標名】					単位	H22年度	H21年度	H20年度
	成果実績 (事業目標達成状況)	年度末保有土地の面積				m <sup>2</sup>	174,169.40	174,169.40	176,914.95
		年度末保有土地の価格				千円	1,771,430	1,771,430	1,822,577
		年度末保有貸付金の価格				千円	2,426,088	4,316,957	4,335,372
		年度末保有現金の価格				千円	9,239,554	7,200,225	7,087,171
土地開発基金の事業成果を記載しています。									
事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	土地の先行取得が必要な事業を円滑に執行していくためには、将来的にも当該基金は必要と考えている。ただし現下の財政状況の中、現在の基金残高が適正なものなのかは検討すべきところと考える。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	土地開発基金設置都道府県は平成23年8月時点で35団体。								
特記事項 (事業の沿革等)	昭和44年2月17日自治省財政局長通知「土地開発基金等の設置について」に基づき、昭和44年12月26日に当該基金を設置した。								

三重県土地開発基金条例

昭和四十四年十二月二十六日  
三重県条例第五十五号

改正 平成一三年 三月二七日三重県条例第一五号  
三重県土地開発基金条例をここに公布する。

三重県土地開発基金条例

（設置）

第一条 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、三重県土地開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、四億五千万円とする。ただし、必要があるときは、歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができるものとし、当該積み立てが行なわれたときの基金の額は、積み立て額相当額が増加するものとする。

（運用）

第三条 知事は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

（管理）

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

一部改正〔平成一三年条例一五号〕

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の整理）

第六条 基金の運用から生じる収益は、三重県公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出予算に計上して整理する。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三重県特別会計条例の一部改正）

2 三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一三重県公共用地先行取得事業特別会計の項中「公共用地先行取得事業の」を「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する事業の」に改める。

別表第二三重県公共用地先行取得事業特別会計の項中

- |   |                       |
|---|-----------------------|
| 1 | 公共用地として先行取得する用地費及び補償費 |
| 2 | 借入金の償還金及び利子           |
| 3 | その他の賭支出               |

を

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地としてあらかじめ取得する用地費及び補償費 |
| 2 | 借入金の償還金及び利子   |
| 3 | 繰出金   |
| 4 | その他の賭支出   |

に改める。

附 則（平成十三年三月二十七日三重県条例第十五号）

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

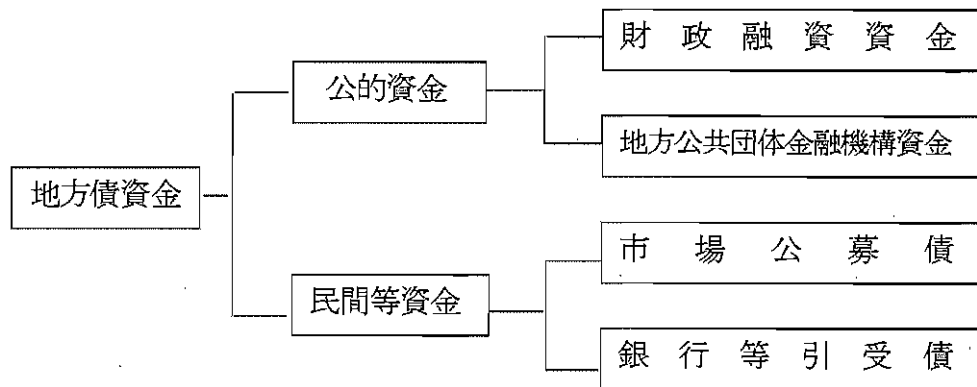
## 5 平成23年度市場公募債の発行について

### 1 概要

資金調達先の多様化を図るため、昨年度、県債の調達方式として新たに市場公募債を導入し、個別債で100億円、共同債で100億円、あわせて200億円の資金調達を行いました。

今年度においても、昨年度と同様に個別債100億円、共同債100億円の発行を予定しています。

#### ◎地方債の種類



#### ◎市場公募債の種類

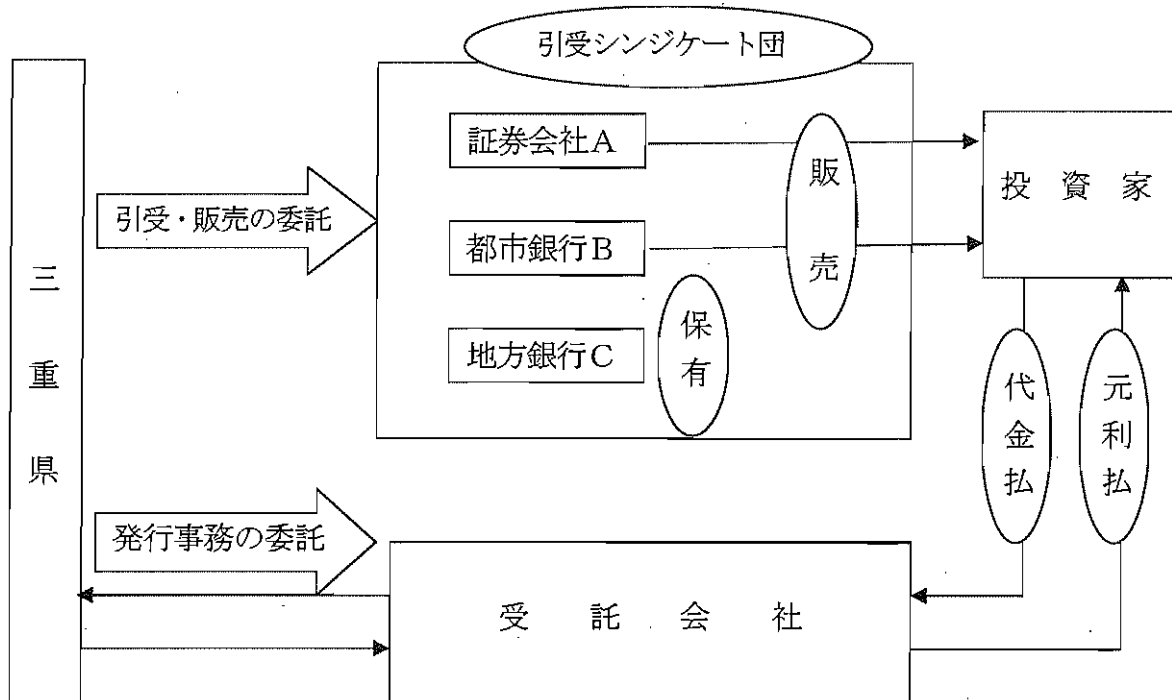
種類	個別債	共同債
方法	◆ 1自治体が単独で発行	◆ 複数の自治体が共同して発行 (23道府県、12政令市が参加) ◆ 参加資格として、個別債発行の経験が必要
特徴	◆ 多様な発行形態を選択可能 (5年債、超長期債、発行規模)	◆ 金利水準が個別債よりも低い ◆ 条件交渉やIRなど事務負担が軽い

### 2 個別債の発行

#### (1) 発行時期等

昨年度と同様に、期間10年の満期一括償還とし、発行は11月末を予定しています。

(2) 個別債発行にかかるフロー図



(3) 県民向け販売

昨年度に引き続き、調達する資金の一部を新県立博物館の整備に充当することと  
 しています。そこで、県民の県政への参画意識を醸成するという観点から、引受予  
 定の金融機関等の協力を得て、その一部を県民向けに販売することとします。(昨年  
 度の県民向け販売実績：25.5億円)

(4) 今後のスケジュール

- 10月中旬 発行概要について記者発表、広報等で県民向けPR
- 10月27日 合同IRの実施（全国の発行団体が一堂に行う投資家説明会）
- 11月 9日 条件決定、募集開始
- 11月18日 募集締め切り
- 11月30日 発行



## 6 三重県産業廃棄物税の検討結果と今後の対応

### 1 三重県産業廃棄物税制度

#### (1) 制度の創設

税制度の創設当時、三重県においては、県内企業の排出抑制とリサイクル等への取り組みを促進することや、産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保が喫緊の課題となっていました。

こうした現状を解決していくため、従来の施策の枠を越えた新たな産業廃棄物対策が実施できるよう、法定外目的税の制度を活用し、平成13年度に産業廃棄物税条例（以下「税条例」という。）が制定され、平成14年4月から施行されました。（別添資料1）

産業廃棄物税は、資源循環型社会の実現を目指すなかで、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物施策の展開をはかるための財源の確保を目的とすると同時に、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとしています。

#### (2) 制度の検討経緯

税条例附則第3項において、施行後5年を目途に必要ながあれば、条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものと規定されています。さらに、当時の県議会常任委員会の附帯決議として、3年から5年を目途に検討を加えることとなっています。

このため、施行後5年目にあたる平成18年度に、条例の施行後の状況を検討した結果を平成18年第4回定例会に報告し、現行制度を継続することとなりました。

その後、5年を経過したことから、今回検討を行ったものです。

### 2 税収等の状況

産業廃棄物税の税収実績は、以下のとおりとなっています。

税導入当初の税収は1億円前後で推移していましたが、平成18年度以降は1億6千万円から3億5千万円の幅で変動しています。

平成18年度以降の税収に変動があったのは、経済環境や景気等の影響により企業活動に大きな動きがあったことが要因です。

	納税額	納税者数		
		県内	県外	
平成15年度	132,534千円	41者	27者	14者
平成16年度	95,224千円	33者	20者	13者
平成17年度	90,436千円	36者	18者	18者
平成18年度	245,982千円	42者	18者	24者
平成19年度	354,618千円	51者	20者	31者
平成20年度	164,417千円	42者	22者	20者
平成21年度	246,509千円	56者	27者	29者
平成22年度	182,523千円	43者	21者	22者

(注) 平成22年度は決算見込み

### 3 産業廃棄物の処理状況

#### (1) 県内全体の状況

平成8年度から平成20年度において、各種リサイクル法の施行等によって、再生利用量が増加するとともに、最終処分量も概ね減少傾向にあります。再生利用量及び最終処分量は、排出量に応じて増減することから単純に比較できないため、最終処分率（最終処分量／排出量）によって比較したところ、大きく減少していることから、産業廃棄物税制度による一定の効果があったものと考えています。

		平成8年度	平成12年度	平成16年度	平成20年度
実績	排出量 (a)	341万トン	327万トン	432万トン	701万トン
	再生利用量 (b)	117万トン	113万トン	170万トン	267万トン
	最終処分量 (c)	78万トン	35万トン	17万トン	23万トン
再生利用率 (b/a)		34.2%	34.6%	39.4%	38.1%
最終処分率 (c/a)		22.9%	10.6%	3.9%	3.3%

(注) ・上記の数値は、4年程度に1回実施している三重県産業廃棄物実態調査結果による。

なお、経年変化を比較するため、鉱業や農業から排出される産業廃棄物は含まれていない。

・平成20年度の排出量が増大している主な要因は、排出量の6割を占める製造業で8割増となったためである。

## (2) 県外流出と県内流入の状況

産業廃棄物の県外搬出量及び県内搬入量は、年度間変動はあるものの、概ね流入超過の状況が続いており、産業廃棄物税制度導入による影響はないと考えています。

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県内への流入量 (a)	79.5万ト	93.8万ト	96.4万ト	95.9万ト	96.8万ト	99.2万ト
県外への流出量	54.5万ト	74.7万ト	69.4万ト	108万ト	87.3万ト	73.7万ト
特殊要因	0	0	5.5万ト	18.7万ト	14.7万ト	3.7万ト
それ以外(b)	54.5万ト	74.7万ト	63.9万ト	89.3万ト	72.6万ト	70.0万ト
流出入比率(a/b)	1.46	1.26	1.51	1.07	1.33	1.42

(注) ・ 県外流出量と県内流入量の数値は、産業廃棄物処理実績報告書による。  
 ・ 平成10年度～平成15年度の流出入比率 (1.54～2.35)

## 4 産業廃棄物税の使途事業

税収を活用した事業を実施しており、主な事業内容は、次のとおりです。  
 (別添資料2)

### (1) 研究開発等補助金

産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化に係る技術開発等への補助金については、平成22年度までに42件(約3億6千万円)の補助件数となっており、これによる産業廃棄物削減量は約6万1千トンです。

### (2) リサイクル技術開発

産業廃棄物のリサイクル等を進めるため、建設廃材や地場産業からの廃棄物などのリサイクルに関する研究開発等を実施し、一部についてはコンクリート製品などに製品化されました。

### (3) 最終処分場の周辺環境整備

産業廃棄物管理型最終処分場の周辺環境を整備するため、伊賀市等の最終処分場周辺地域において、植樹等の緑化、公園整備、道路整備等に対する補助事業(約5千4百万円)や直轄事業(約1億9千万円)を実施し、周辺環境の改善を進めました。

## 5 税制度の見直しに関する有識者の意見

産業廃棄物の処理状況や使途事業の実績を踏まえ、今後の税条例のあり方について、外部の有識者に意見聴取を行ったところ、現行課税方式である申告納税方式は産業廃棄物の発生抑制等のインセンティブ（誘因）として効果的な仕組みであることから、引き続き現行課税方式を継続するとともに、免税点、税率等の基本となる事項についても、見直しを行う必要はないとの意見をいただいています。（別添資料3）

## 6 検討結果と今後の対応

### (1) 検討結果

県内の産業廃棄物の処理状況は、リサイクルへの取組が進展し、最終処分率が低減傾向にあります。また、循環型社会の構築に向けて、一層、産業廃棄物の発生抑制等に取り組む必要があります。

また、環境問題に対する社会的な意識の高まりの中、企業等において発生抑制等への取り組みが進められているところですが、その背景の一つとして本制度の導入効果もあったと考えられます。

このようなことから、産業廃棄物税によるインセンティブ効果を持続させ、税を活用した使途事業の実施による産業廃棄物施策の一層の推進をはかるため、現行の産業廃棄物税制度を継続していきたいと考えています。

### (2) 今後の対応

税条例については、現行制度のまま継続する方向で、今後、関係団体等に説明し、理解を得ていきたいと考えています。

また、今後、使途事業については、県内企業における産業廃棄物の発生抑制等への支援制度の充実や、廃棄物のエネルギー利用といった新たな取組についても検討し、より効果的に事業を行っていきたいと考えています。

別添資料 1

産業廃棄物税条例の概要

項 目	概 要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者（県内・県外を問わず）
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入  中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、第8条)	①最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量 ③再生施設への搬入の場合：課税免除  ※再生施設：次のいずれかの中間処理施設（施行規則第7条） ○中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認定した施設 再生率 $A = B \div (B + C)$ B：売り渡した再生品の重量等 C：排出された産業廃棄物の重量 ○がれき類を破砕する施設
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間（「課税期間」）における課税標準量が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。
7 徴収方法 (第11条、第12条)	申告納付（課税期間終了から7月末まで）
8 用途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。
9 施行期日 (附則第1項)	平成14年4月1日施行。
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(注) 平成23年4月現在、産業廃棄物に係る税条例を施行している自治体は三重県を含めて28団体となっており、近隣府県では、愛知県、滋賀県、奈良県、京都府が施行しています。

別添資料2 産業廃棄物税使途事業費の実績（環境森林部等）

（単位：百万円）

事業名	担当部局	事業内容	H13 決算	H14 決算	H15 決算	H16 決算	H17 決算	H18 決算	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算 見込み
産業廃棄物抑制等事業費補助金	農水商工部	県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の発生抑制等に係る研究、技術開発等への支援	129	56	62	32	9	12	10	10	21	18
企業環境ネットワーク支援事業費	環境森林部	企業間の産業廃棄物に係る情報交換システムの構築等	19	13	4	3	3	3	6	—	—	—
産業廃棄物適正管理推進事業費	環境森林部	多量排出事業者等が排出する産業廃棄物の適正管理計画の策定等に対する技術指導	—	—	—	—	—	—	3	6	6	7
産業廃棄物適正処理推進事業費	環境森林部	産業廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が交付するマニフェスト報告書の電子データ化や普及啓発等	—	—	—	—	—	—	—	2	2	3
産業廃棄物リサイクル技術研究開発事業費	農水商工部 （旧科学技術振興センター）	建築廃材や地場産業の廃棄物などのリサイクル技術の研究開発及び資源循環のための県内企業との共同研究	13	17	15	9	6	6	7	7	4	0
使用済自動車等の適正処理推進事業費	環境森林部	使用済自動車のリサイクルや埋立処分の低減を進めるための適正処理に関する技術指導	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
最終処分場周辺環境整備事業費	環境森林部	最終処分場の周辺地域の緑化や道路整備等を進めることにより、周辺環境の整備を進める事業	80	43	—	19	16	20	19	18	13	16
産業廃棄物監視強化対策事業費	環境森林部	不適正処理を徹底的に未然防止するための監視体制の強化	88	95	—	—	—	—	—	—	—	—
使途事業歳出 計（四捨五入のため、計が合わない場合があります。）			331	223	82	63	34	41	45	43	45	52
徴税费	総務部	賦課徴収経費（人件費等）	6	19	18	9	9	9	8	9	9	9
計（四捨五入のため、計が合わない場合があります。）			336	243	100	72	43	50	53	51	54	61



別添資料3 税制度の見直しの検討（総務部）

検討項目	検討内容	有識者の意見	見直しの方向性
<p><b>(1) 課税方式</b></p> <p>課税方式には申告納付方式と特別徴収方式があり、三重県は申告納付方式を採用している。</p>	<p>申告納付方式を見直し、特別徴収方式とする必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例制度の導入時、資源循環型社会の構築という理念に鑑み、産業廃棄物の発生抑制等をコントロールする排出事業者に直接課税する方法がよりふさわしいと考え、申告納付方式を採用した。</li> <li>・ 発生抑制などのインセンティブを直接かけやすいというメリットは、現在も変わっていない。</li> <li>・ 申告納付方式は事業者側の財務部門にも目に見える形となっているため、発生抑制の意識付けになる。</li> <li>・ 仮に、課税方式の変更を行おうとすると、コストもかかり、納税者等に対し混乱を生じさせることとなりかねない。</li> </ul> <p>以上のことから、申告納付方式は継続すべきである。</p>	<p>税制度として問題はこれまで生じていないことから、見直しを行わない</p>
<p><b>(2) 免税点</b></p> <p>課税標準となる量が年間1,000トン未満の場合、産業廃棄物税は課さない。</p>	<p>免税点の引き上げ、あるいは引き下げを行なう必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税点を引き上げると、現行の免税点付近で排出している事業者の税負担がなくなり、当該事業者の排出抑制努力が緩められ、産業廃棄物の排出量の増加が懸念される。</li> <li>・ 一方、免税点を引き下げると、新たに中小企業への課税が増加するため、中小企業振興に影響が出ることが予想される。</li> <li>・ 現行の免税点の設定によって具体的に問題となった事例も無い。</li> </ul> <p>以上のことから、免税点について見直すべき点は見受けられない。</p>	<p>総合的に考え、見直しを行わない</p>
<p><b>(3) 税率</b></p> <p>税率は、課税標準となる量1 tあたり1,000円である。</p>	<p>税率の引き上げ、あるいは引き下げを行なう必要があるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率を引き上げると、排出抑制などの効果は高まるが、企業負担は重くなる。</li> <li>・ 一方、税率を引き下げると、事業者の負担が軽減されるが、排出量が多い事業者ほど負担の軽減額が大きくなる。</li> <li>・ 現行の税率の設定によって、具体的に問題となった事例も無く、現行の税率は全国標準となっている。</li> </ul> <p>以上のことから、税率について見直すべき点は見受けられない。</p>	<p>総合的に考え、見直しを行わない</p>



## 7 審議会等の審議状況について

(平成23年5月9日～平成23年9月13日)

### (1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会		
2 開催年月日	平成23年6月13日	平成23年7月27日	平成23年8月24日
3 委員	会長 遠島 敏行 外4名	会長 遠島 敏行 外5名	会長 遠島 敏行 外4名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 くわしん福祉文化協力基金</li> <li>・公益財団法人 三重県文化振興事業団</li> </ul>	<p>移行認可申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人 三重県自動車会議所</li> </ul>	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人 三重県立美術館協力会</li> <li>・公益財団法人 三重県国際交流財団</li> </ul>
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。</li> <li>・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。</li> </ul>
6 備考			

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	平成23年8月24日
3 委員	委員長 内田 典夫 外4名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	平成22年度県・市・町・一部事務組合の非常勤職員に係る軽易な事案の処理状況について審議を行った。
6 備考	次回開催予定 未定